

# 国際契約—準拠法・紛争処理条項を中心に—

平成27年5月19日

金光 啓祐

## 第1 基本的知識

### 1 国際裁判管轄

#### (1) 概要

国際的要素を伴う民事事件を裁判することのできる国家権限のこと。当該国の裁判所が、どこまでの裁判権を行使できるのかという問題であり、訴えの提起を受けた各当事者国法、各裁判所が判断する事項である。

現在、民事事件一般に関して広く定める、国際裁判管轄に関する条約は存在しない。

国際取引が行われる法環境の不確実さから、万一の紛争発生に備えて、合理的なコストで円滑かつ迅速な解決が得られるように、紛争解決方法を契約で予め定めておく価値は大きい。

民事訴訟法3条の2以下（平成24年4月1日施行）の他、モントリオール条約33条1項～3項などに規定がある。なお、現在、国際家事事件の国際裁判管轄の創設も検討されている。

#### (2) 問題となる条項・事例

- ・ 「日本」に管轄を認める旨の条項  
→ 日本中どこの裁判所にも管轄があることとする合意と解釈される（参考：民事訴訟法17条）。
  
- ・ 第三国を管轄地とする合意  
→ あくまでも、当該国の民事訴訟法・裁判所が定めることであるが、日本法上は、第三国を管轄地とする合意も有効である。
  
- ・ 専属的な管轄合意に反する訴訟提起  
→ あくまでも、当該国の民事訴訟法・裁判所が定めることであるが、日本法上は、専属的な管轄合意も有効である。  
→ 専属的な管轄合意に反する訴訟提起は、却下される。  
⇔ 甚だしく不合理で、公序法に違反するものではない等の要件もある。

#### (3) 管轄合意の有効性の判断基準

当該契約で指定された準拠法により判断するとの説が有力である。

## 2 国際私法とは

ある国際的法律関係に内外いずれの国の法律を適用すべきか（準拠法）を決める必要があり、その基準を定める法を国際私法という。

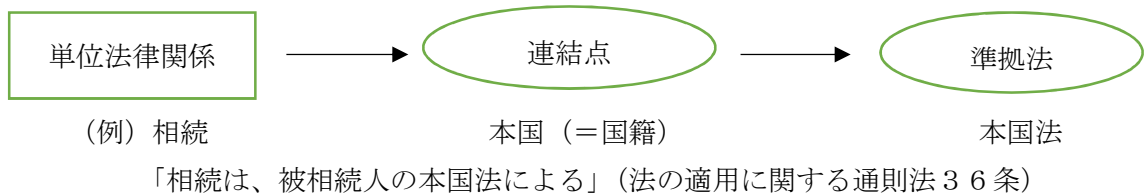
国際私法自体国内法であり、世界統一ではない。その統一のため、いくつかの条約が締結されている。日本では、「法の適用に関する通則法」に規定がある。

## 3 準拠法

### (1) 概要

国際私法によって指定され、適用される法。

準拠法の定まる基本構造は、以下のようになっている。



当事者間の契約については、「法律行為の成立及び効力は、当事者が当該法律行為の当時に選択した地の法による。」(法の適用に関する通則法 7条)と定められており、準拠法は当事者が自由に決定することができる。

### (2) 問題となる条項・事例

#### ・ 実質法的指定

→ 非国家法を準拠法として指定することをいい、準拠法の指定としては認められていない。あくまでも、当該法を契約に取り込むという意味にしかならない。実質法的指定は、別途存在する準拠法が認める契約自由の範囲内で認められることになる。

→ ユニドロワ国際商事契約原則やインコタームズ、信用状統一規則 (UCP) などの指定は、あくまでも実質法的指定である。

#### ・ 準拠法の分割指定

→ 1つの契約中の問題ごとに別個の法を準拠法と合意すること

→ 多数説は、準拠法の分割指定を認めている。

#### ・ 準拠法の事後的変更

→ 法の適用に関する通則法 9 条は、準拠法を契約締結後に変更することを認めている。

## 第2 国際物品売買契約に関する国際連合条約（「CISG」）

### 1 概要

CISG は、国際取引における法統一を目的とする統一法の一つであり、国境を越える動産の売買契約の成立、並びに、売主及び買主の権利義務について規定する。他方、売買の目的物についての所有権の移転、契約の有効性については規定されていない。また、国内における取引には適用されない。

CISG は、国際商取引法委員会（UNCITRAL）により 1980 年に採択され、1988 年に発効した。日本では、2009（平成 21）年 8 月 1 日から発効している。

CISG の締約国数は、現在 83 カ国であり、アメリカ、カナダ、メキシコ、中国、韓国、シンガポール、オーストラリア、ドイツ、フランス等の西ヨーロッパ諸国（イギリス除く）など、日本の主要貿易相手国は締約国である。

### 2 CISG の適用範囲

#### (1) 設例 1 架空説例

2014 年、大阪市に本店のある小売業者 X 社（日本法人）は、北京に本社兼工場を有するメーカー Y 社（中国法人）から、パソコン 1000 台を 1000 万円で購入することにした。この契約書には、準拠法条項として、「本契約は日本法によって支配され解釈されるものとする（This agreement shall be governed by and construed in accordance with the laws of Japan.）」という規定が含まれている。

#### (2) CISG の適用条件

CISG が適用されるのは、①営業所が異なる国に所在する当事者間の物品売買契約であって、② i これらの国がいずれも締約国である場合、または、ii 国際私法の準則によれば締約国の法の適用が導かれる場合に適用される（CISG1 条）。

#### (3) CISG の不適用

CISG は、消費者売買、競り売買、または強制執行その他の法令に基づく売買には適用されない。

また、製造物供給契約であれば、一方当事者が他方の指示に応じて物品の製造を請け負う契約やプラント輸出契約についても CISG が適用されるが、注文主が実質的に材料を供給する場合や役務提供が主たる義務である契約の場合には適用されない（CISG3 条）。

#### (4) 適用排除

CISG は原則として任意規定であり、当事者は CISG の全部の適用を排除することも、CISG の一部の規定だけを排除することも可能である (CISG6 条)。

### 3 CISG の判例の検討

#### (1) CISG の解釈・補充

CISG の解釈に当たっては、その国際的な性質並びにその適用における統一及び国際取引における信義の遵守を促進する必要性を考慮する (CISG7 条 1 項)。したがって、日本の裁判所は、CISG の解釈に関する他の締約国の判例や仲裁判断なども考慮する必要がある。

#### (2) 設例 2 CLOUT case 125

イタリアのドアと窓の製造業者である売主 X は、ドイツの買主 Y と窓の売買契約を締結した。窓は引き渡され、Y によって取り付けられた。その後、引き渡された窓のいくつかに欠陥が発見された。X は、欠陥のあった窓を新しいものと交換することに合意し、新しい窓は後に Y によって取り付けられた。

Y は代金の一部の支払を行わず、欠陥のあった窓の交換により Y が負担したコストについての債権と残金債務とを相殺すると主張した。

なお、XY はドイツ法を準拠法とすることに合意していた。

(結論)

X の請求を棄却した(ドイツ、Oberlandesgericht Hamm、1995 年 6 月 9 日判決)。

(理由)

- ① ドイツ法が準拠法である  
→ CISG は適用される (CISG1 条 1 項 b 号)。
- ② CISG は相殺についての条項を含んでいない  
→ ドイツ法に従って決定される。
- ③ ドイツ民法 387 条によれば、相殺は反対債権が存在することを前提とする。  
→ Y の反対債権の存在は、再び CISG に従って決定されなければならない。
- ④ CISG には売主が欠陥ある物品を引き渡した際の交換費用の補償に関する明文規定は存在しない。  
⇒ CISG48 条 1 項の趣旨  
→ X は交換費用を負担しなければならない。

#### (3) 設例 3 CLOUT case 171

X はオランダ法人であるが、ドイツ法人である買主 Y に対して、4 つの異なるコバルト硫酸塩を売却した。同物品は、英国産とすることが合意されており、X は原

産地と品質についての証明書を提供しなければならないことが合意されていた。この証明書を受領した後、Yは、コバルト硫酸塩は南アフリカ産であり、原産地証明書が間違っているという理由で契約の解除を宣言した。また、Yは、物品の品質は合意されたものよりも劣ると主張した。一方、Xは代金の支払を主張した。

(結論)

Xの請求を認容した(ドイツ、最高裁判所、1996年4月3日判決)。

(理由)

- ① Xは引渡しを行っている以上、CISG49条1項b号に基づいて契約の解除を行うことはできない。品質が劣るとか、原産地が違うといった点で契約に合致しない物品が引き渡されたからといって、引渡しが行われていないということにはならない。
- ② Yは、南アフリカ産のコバルト硫酸塩をドイツや外国で販売することができないことを証明していないので、重大な契約違反があったとはいえない(CISG25条、49条1項a号)
- ③ Yは正しい書類を別途に入手することもできるのであるから、原産地や品質についての誤った証明書を提供しただけで、重大な契約違反とはならない。
- ④ 以上から、Yは代金の支払を拒むことはできない。

(コメント)

CLOUTには記載されておらず不明であるが、結論として「重大な契約違反」とはならないとしても、物品が契約に適合しないということで(CISG35条)、買主Xは代金の減額(CISG50条)を請求することはできなかったか。

#### (4) 設例4 CLOUT case 774

ドイツの買主Yはベルギーの売主Xと豚肉の売買契約を締結した。肉は、直接買主の顧客に届けられることが合意されたが、この顧客は、ボスニア・ヘルツェゴビナの最終的な買主に物品を届けることになっていた。物品は3回に分けて引き渡され、Xは代金について支払期限を1999年6月25日とする請求書を作成した。最後の回の物品は同年6月4日にボスニア・ヘルツェゴビナに到着した。

同年6月、ベルギーとドイツで、ベルギー産の豚肉がダイオキシンに汚染されているという疑いが広がり始めた。6月11日には、ドイツにおいて、肉がダイオキシンに汚染されていないという健康確認証明書が提示されない限り、ベルギー産の豚肉は販売してはならないという命令が施行された。同年7月28日には、既に外国に輸出されていた肉に関する条項を含む同様の命令がベルギーにおいても施行された。

引き渡された豚肉は、ボスニア・ヘルツェゴビナが豚肉の転売を禁止し、Yが健康確認証明書を提示できなかったため(YはXに対して繰り返し証明書を要求して

いた。)、税関に留め置かれ、最終的に処分された。

Yは、代金総額のうち一部しか支払わなかった。

(結論)

Yに対して、代金をゼロに減額する権利を認めた(ドイツ、最高裁判所、2005年3月2日判決)。

(理由)

- ① 国際的な卸売取引及び仲介取引において、物品の転売可能性は、CISG35条2項a号における通常使用される目的に合致するかどうかを判断するうえで、判断の一要素となる。
  - 人の消費が予定されている食品の場合、転売可能性があるというためには、少なくとも健康に害がないということが必要である。この問題が公法の規定によって規律される場合、原則として売主の国の法が適用される。
  - 物品が健康に害を及ぼすかもしれないという単なる疑惑だけであっても、物品の契約不適合を示すものであり、もし、そうした疑惑が物品の取引可能性を失わせるような公法的規制につながった場合には、いずれにせよ契約違反があったといえる。
- ② 隠れた瑕疵の場合のように、契約不適合が、リスクが買主に移転した後になってはじめて明らかになった場合でも、契約不適合といえる(CISG36条1項)。
- ③ 最初の2回に引き渡した豚は、ダイオキシンで汚染されたと疑われる豚から作られたことには疑いがないから、転売を不可能とした物品の性質は、既にリスクが買主に移転した時点で存在していた。この肉には他に使い道がなく、契約に適合していないとはいえ、Yには代金をゼロに減額する権利が認められる。一方、最後の引渡しについては、ベルギーの規制の対象ではないため当てはまらないとされた。

(コメント)

最後の引渡し分について、一審及び二審は代金をゼロに減額する権利を認めていた。しかし、最高裁は、CISG7条1項から、国内法の先例に依拠すべきではなく、自律的に解釈される必要があり、すなわち、その国際的な性質を考慮すれば、最後の引渡し部分については、代金をゼロに減額する権利は認められないと判断した。

### 第3 インコタームズ 2010

#### 1 概要

当事者間の契約によって規定される国際物品売買については、商品(商品仕様・品質)、数量、価格条件、船積条件、保険条件、引渡条件、支払条件、商品の保証条件、契約違反とその救済方法などが契約の内容となる。

このうち、物品の引渡地、危険の移転時期、運送及び保険の手配（運賃や保険料の支払を含む）や通関手続を売主または買主のいずれがするかなどの基本的な契約条件について、国際商工会議所（ICC）が作成した規則がインコタームズであり、最新版が「インコタームズ 2010」である。

仮に、当該売買契約が CISG の適用対象であるとしても、インコタームズ 2010 の援用は当事者の合意であるから CISG に優先する。

なお、インコタームズについての合意は、準拠法の指定ではない。

## 2 インコタームズ 2000 からの変更点

物品の引渡地、危険の移転時期、運送・保険の手配、通関手続きなどの契約条件に着目して 11 の貿易条件（EXW、FCA・FAS・FOB、CFR・CIF・CPT・CIP、DAP・DEQ・DDP）を定め、さらにそれらは、E、F、C、D という 4 つの類型グループにまとめられた（従来は 13 の貿易条件であった。）。

インコタームズ 2000 では、FOB/CFR/CIF については、危険移転時点が本船手摺通過時であったのが、本船船上に置かれた時点に変更された。

その他、国内取引にも使えることが明記されていること、輸送中の転売が想定されていることなど、インコタームズ 2000 からの変更点がある。

## 3 FOB/CFR/CIF/FCA の概要

貿易条件	① 引渡地	② 危険の移転時期	③ 運送の手配	④ 保険の手配
FOB	本船上	船上に置いた時	買主	(買主)
CFR	本船上	船上に置いた時	売主	(買主)
CIF	本船上	船上に置いた時	売主	売主
FCA	売主施設	輸送手段積み込み時	買主	(買主)
	その他 指定地	運送人に処分が 委ねられた時		

\* 保険の手配につき FOB/CFR/FCA では売主にも買主にも義務はないが、危険を負っている買主が事実上保険を付することになる。

## 4 貿易条件選択の基準

これらの貿易条件は、売買契約の締結の際に売主と買主の合意により、決定される。

CIF や CFR は買主にとって運賃や保険料を支払う必要はないが、これらの費用は結局のところ売買代金に込めるので、この点に差はない。主に、①交渉力ないしは力関係、②経済的で適切な運送および保険を手配できるか、③運送手配の都合などが貿易条件選択の基準となろう。

## 5 援用の方法

- ① 「FOB Osaka」 船積地が表記
- ② 「CFR London」 指定仕向港が表記（CIF も同様）
- ③ 「FCA Sydney」 指定引渡地が表記

## 第4 国際仲裁

### 1 紛争解決条項としての国際仲裁

仲裁は、紛争の当事者が合意に基づき、自分たちの紛争解決を、第三者（仲裁人）の判断に委ね、その判断（仲裁判断）に従う紛争解決手続である。

仲裁は、国内事件でも利用されるが、とりわけ国際取引の紛争解決手段として、裁判に代わって利用されることが多い。

#### ① 強制執行

→ ニューヨーク条約（「外国仲裁判断の承認と執行に関する条約」）。現在 155 カ国・地域が加盟している。

⇔ 訴訟については、ニューヨーク条約のような多国間条約はない。

#### ② 中立性

→ 第三国の仲裁地、第三者たる仲裁人を選択することができる

#### ③ 終局性

→ 上訴ができない。もともと、日本企業が仲裁を好まない理由の1つと言われている。

#### ④ 手続の柔軟性

→ 仲裁人の人数、仲裁人の選択、仲裁地、言語、証拠開示手続等すべて当事者の合意で決定できる。

#### ⑤ 手続の秘密性

⇔ 当然に守秘義務が課されているわけではない。

#### ⑥ 時間及び費用

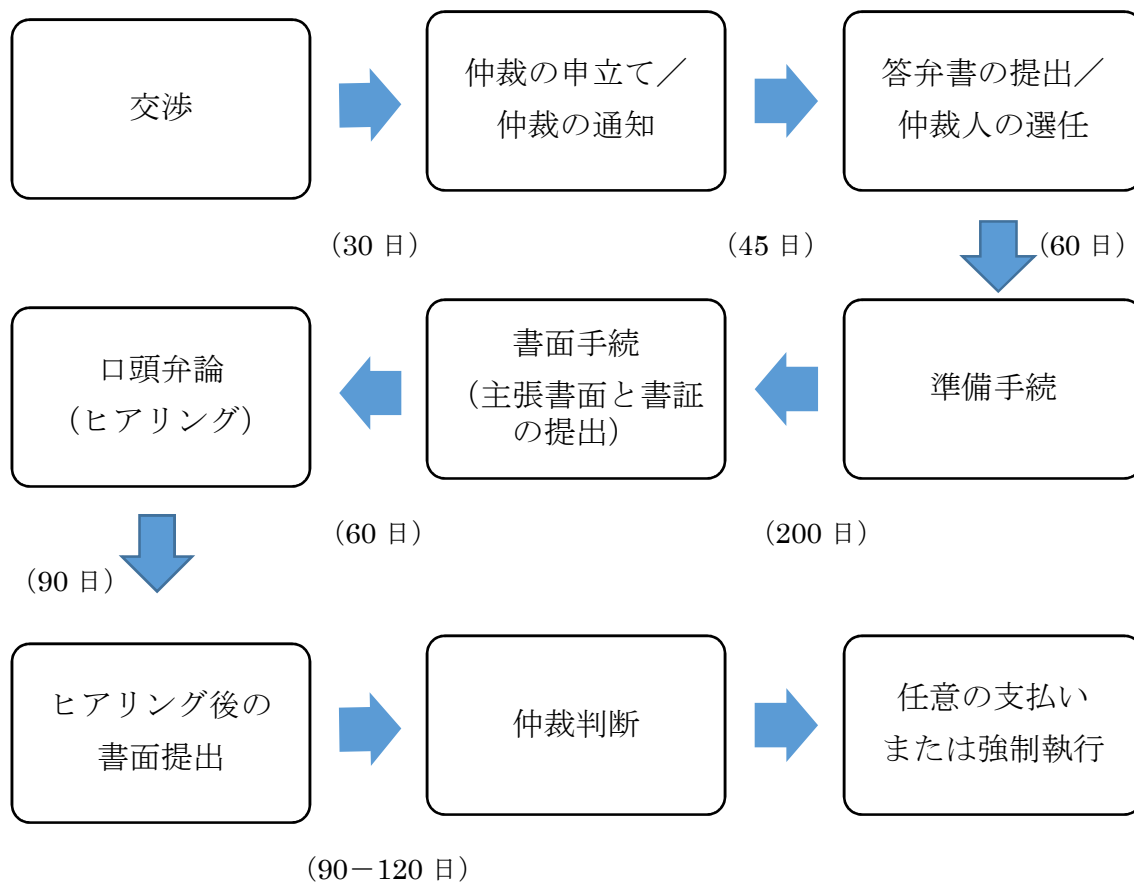
→ 裁判と同じか、それ以上の時間とお金がかかることも多々ある。

### 2 仲裁手続の概要

#### (1) 仲裁手続の流れ

一般的な ICC の仲裁でかかる時間：1年半～2年





### 3 仲裁条項

#### (1) 仲裁条項のサンプル

日本商事仲裁協会が推奨する仲裁条項

「この契約からまたはこの契約に関連して、当事者間に生ずることがあるすべての紛争、論争または意見の相違は、(社)日本商事仲裁協会の商事仲裁規則に従って、【都市名】において仲裁により最終的に解決されるものとする。」

#### (2) 仲裁合意における重要事項

- ① 仲裁規則
- ② 仲裁機関
- ③ 仲裁地

#### (3) 機関仲裁とアドホック仲裁

機関仲裁とアドホック仲裁がある。機関仲裁の場合には、仲裁機関の仲裁規則に従って仲裁手続が進められることになる。

アドホック仲裁の場合、紛争当事者が協力して手続を進めなければならない。

(4) 代表的な仲裁機関

- ① ICC（国際商業会議所）…最も有名な機関。
- ② LCIA（ロンドン国際仲裁裁判所）
- ③ ICDR（国際紛争解決センター）…アメリカの AAA（アメリカ仲裁協会）の国際仲裁部門
- ④ JCAA（日本商事仲裁協会）
- ⑤ SIAC（シンガポール国際仲裁センター）
- ⑥ 香港の HKAIC（香港国際仲裁センター）

(5) 仲裁機関の選び方

(3)で挙げた仲裁機関はどれも定評がある。

→ 仲裁規則を比較する

- ① 仲裁判断に対する審査があるか（ex. ICC、SIAC）
- ② 緊急仲裁人制度（ex. ICC、JCAA）
- ③ 簡易手続（ex. JIAA、SIAC、HKIAC）
- ④ 費用

ex. ICC 請求額 50 億 仲裁人が 3 人

→ 仲裁人報酬は約 2000 万円～8000 万円、管理費用は約 1000 万円

(6) 仲裁地の選び方

仲裁地とは、どこの仲裁法が適用されるのかという法的な問題。都市まで明らかにして指定する必要がある。

- ① ニューヨーク条約の締約国にすること
- ② 裁判所から干渉されにくい国・地域を選ぶべき（ex. インド）
- ③ 仲裁法…UNICITRAL モデル法に基づいているか
- ④ 利便性・中立性

仲裁地と仲裁手続の違いに注意。

(7) 仲裁人

一般的に、仲裁人の人数は、3 人というのが無難。ICC の場合、各当事者が 1 人ずつ選び、合意がなければ、3 人目の仲裁人は ICC が選ぶことになる。

ただし、仲裁人報酬も当事者は支払わなければならないことから、係争金額が 10 億円以下の場合には、仲裁人を 1 人にすることも検討すべき。

(8) ディスクロージャー

仲裁は当事者同士で合意するのが基本。

→ 当事者の合意がなければ仲裁廷が決める。

(9) Sole-option 条項

売主側のみが仲裁か裁判かを選択できるとする条項。

金融機関のローン契約などでよく使われるが、フランスやロシアなどでは、同条項は無効と判断されており、その他の国でも、その有効性に対する裁判所の判断が出ていないことに注意を要する。

むしろ、簡易手続を定めている仲裁規則（JCAA、SIAC、HKIAC）を選択し、少額の紛争については、簡易迅速な解決を図るべき。

3 投資仲裁協定

(1) 概要

多くの投資協定には、投資家を保護するために、投資家と投資受入国の間の紛争を仲裁により解決する条項が存在。投資仲裁協定の半分以上は、ICSID という仲裁機関で行われる。投資受入国は、投資協定を締結することによって、事前に包括的に仲裁に同意したということになる。

(例) A 国と B 国との間での仲裁条項を含む二国間投資協定の存在

→ B 国の企業が A 国でプラントを建設して、運営を始めたところ、A 国政府がプラントを強制収用

→ B 国企業は二国間投資協定に基づいて、仲裁手続を開始

(2) 設例 1

チェコ政府がチェコ国内の銀行を救済するために公的資金を投入した際、日本の証券会社のオランダ子会社にだけは支援しなかった。そこで、同子会社がオランダとチェコとの間の投資協定に基づいてチェコを相手に仲裁を申し立てた。

(結論)

同子会社に有利な仲裁判断を得ることができ、最終的に約 3 億ドル (約 300 億円) の支払を受ける和解が成立した。

(3) 投資協定の特徴

① 強制収用を受けない

→ 「強制収用を行う場合には、迅速かつ公正な補償をする。補償なしに、急に投資したものを強制収用したり、国有化したりしない」との条項

② 平等待遇

- ③ 公正かつ衡平な待遇を受ける権利
- ④ 資金・資産の移動の自由
- ⑤ アンブレラ条項
  - 投資協定だけでなく、契約上の義務も遵守するとの条項

#### (4) 設例 2

A 社（アメリカ法人）は、ベネズエラでエネルギー事業等を行っていたが、ベネズエラは、A 社の同事業等を強制収用、国有化した。アメリカ・ベネズエラ間には投資協定は存在せず、オランダ・ベネズエラ間には投資協定が存在していたところ、A 社は、投資開始後、オランダを経由したストラクチャーに変更していた。

A 社は、ベネズエラを相手方として投資協定仲裁を申し立てた。

(結論)

不当な強制収用にあたる。

(理由)

将来、国家による不当な措置があった場合に対処する目的のためにリストラクチャリングすること自体は適法である。ただし、既に紛争が生じている場合には、リストラクチャリングすることは認められない。

(コメント)

すでに投資を実行してしまった後であっても、紛争の発生後でなければ、ストラクチャリングを変更することによって、投資協定による保護を受けることができる。